

納骨堂の使用について		
	問	答
1	市営納骨堂に納めていたものは、新納骨堂に全て収蔵できるのか。収蔵できなかった場合は、どのように対応したらよいか。	新納骨堂の納骨堂のサイズは、今の社会福祉協議会納骨堂とほぼ同じ大きさを予定しているため、社会福祉協議会納骨堂使用者は、おおよそ収蔵ができます。市営納骨堂は、落とし込みタイプの納骨堂であったため、どの程度入っていたかが把握が難しいですが、収蔵できない分については個別に連絡して、合祀型に移すなどのご相談をさせていただきます。
2	合祀型に収蔵したものは、返還してもらうことはできないのか。他の方の遺骨と一緒にしてほしい。	合祀型は、他の方の遺骨と一緒に収蔵することになるため返還することはできません。他の方の遺骨と一緒にしてほしい方は、仏壇型やロッカ一型を選択していただくようになります。新納骨堂の合祀室は、容量に限りがあり、スペースを有効活用するため、個別に納めることはできません。
3	納骨堂は鍵が付いているのか。市営納骨堂のときに「他人の骨を入れられないでください」という張り紙を見たが、そのようなことがないか心配である。	納骨堂の収蔵場所には鍵を付けます。そのため、自由に開閉できませんが、常駐する人を配置する予定ですので、申し入れしていただければ開けることができます。
4	苗字が違っていても収蔵は可能か。	親族間で十分協議し、同意を得て所定の手続きをすれば可能です。
5	収蔵できる範囲について。	納骨堂に収蔵する際は、後年、知らないうちに誰か分からないご遺骨が収蔵されているようなことがないように家族でよく話し合いをして収蔵してください。友人のご遺骨の収蔵であっても、祭祀継承者を含めて家族等で十分話し合い、了承されていれば収蔵は可能です。
新納骨堂の施設整備について		
	問	答
1	経費を削減するつくりになっているか。新しい納骨堂の電気はLEDになっているか。水道の蛇口については、節水できるタイプになっているか。	電気はLEDにしており、水道は直圧方式で、レバー型にしています。環境にやさしい材料を使っていきたいと考えています。
2	耐震はどのような設計になっているか。	耐震設計については、建築基準法に定められた耐震基準により設計を行っております。免震構造ではありません。
3	今回建て替える新納骨堂はどの位持たせるのか。	新納骨堂は鉄筋コンクリート造で耐用年数は50年ですが、適切に管理を行い70年程度は持たせたいと考えています。
納骨堂の使用料について		
	問	答
1	仏壇型納骨堂の使用料25万円の分割払いはできないのか。	建設に当たっては借入れ等を行うもので、分割払いとなると借入金の返済や工事費の支払いに支障が生じるので一括でお願いするものです。使用料見込額については3年程前からお伝えしていたため分割は考えていません。
2	納骨堂は個人の持ち物と思っていたが、使用料とは何か。	個人の持ち物ではなく、焼骨を収める場所を使用するための使用料です。
3	今後新たに使用する場合は、またこの金額の使用料を払うのか。	今回の使用料は、旧市営納骨堂及び社会福祉協議会納骨堂使用者が新納骨堂の使用料として25万円をお示ししたものです。遺骨移動が全て終わって、空きがあれば新規募集することになりますが、全く新規の使用料は高くなると予想されます。

納骨堂建替えに関するQ & A

令和6年12月23日現在

4	当初の契約に、納骨堂が取り壊されたら使用料は消滅すると規程にあったのか。 (使用料を2回払うのはなぜか。)	既存の納骨堂の使用契約と新納骨堂を使用する契約とは全く別ものと考えます。納骨堂の取り壊しで一旦契約は終了し、今回新納骨堂の使用料には引き継がれるものではないと考えます。
5	次期建て替え時には、また使用料を払うのか。	今回の使用料は、今回の新納骨堂の存続する期間に対するもので、次期建て替え時には新たに使用料が発生するものと考えます。
6	仏壇型を数年使用し、その後合祀型に収蔵する考えもあり、その時に使用料の返還はないのか。	今回最初から合祀型を使用される方については、3親等以内の方で合祀型収蔵予定者届を出していただければ、将来無料で使用することができます。(届出方法等は改めて通知いたします。) 仏壇型から合祀型に移す場合には3万円の使用料はかかりません。しかし契約後は使用期間に関わらず、返還期限(令和8年3月31日)以降は使用料の返還はできません。
7	納骨壇を一度使用したら、使用料の返還はないのか。	一度収蔵されたら、使用料の返還はいたしません。
8	合祀型は1体3万円か。	今収蔵されている焼骨が何体あっても、合祀型に収蔵される場合は3万円です。
9	前に使用料を払ったのに、また使用料25万円を払うのはおかしいのではないのか。新規の加入者の使用料はいくらとなるか。	使用料25万円は、今回納骨堂を建て替えるにあたり、当初総事業費のうち約6億円を使用者から使用料としていただくとお知らせしました。旧市営納骨堂及び社会福祉協議会納骨堂の仏壇基数が約2千基であり、それを割ると1基約30万円となりますが、皆様のご負担を考慮して25万円とさせていただきました。全く新規の方に負担していただく金額は、内部で協議しており、まだ公表できる時期ではありませんので控えていただきます。
管理費について		
	問	答
1	管理費1万円は高すぎる。お寺が運営している管理費は2千円のところがある。	管理費について、お寺であれば年間管理費が低く抑えられているところもありますが、お寺の施設の改修に寄附という形で負担をお願いしているところが多々あると思います。新納骨堂は、年間管理費1万円で管理をしていく予定となっていますので、2千円と1万円を単純に比較はできないと考えます。
2	管理費1万円は、上がったたり下がったりする可能性はあるのか。	今の物価の上昇をみると今後管理費を上げることは考えられます。もし物価が下がって1万円の管理費で、余剰金が出ることがあれば見直すことも考えられます。
3	規程に、管理費50万円を先払いすることができるとされているが、永代供養と考えてよいか。管理費の改定があった場合は、追加で徴収となるのか。	管理費については、定期的に連絡を取る体制を整えておかないと連絡が取れなくなって祭祀の継承が行われないケースが出てくることと予測されるため、原則、毎年引き落としをさせていただきたいと考えています。規程に一括納入を入れているのは、「一括で払って子供達に迷惑をかけたくない」というご意見があったためです。家族の状況などによっては、社会福祉協議会の会長の許可が出た場合のみ、一括での支払いを認めることとしています。また、管理費の改定があった場合追加で徴収するかどうかは現在検討中です。
4	管理費の収支について、確認する方法はありますか。	管理費の収支については、毎年の管理費の納付通知と一緒に郵送してお知らせします。
5	年間管理費には、修繕費は含まれているか。	しおりの3ページの管理費の内訳に長期点検修繕費として含んでいます。

納骨堂建替えに関するQ & A

令和6年12月23日現在

6	使用料及び管理費の返還については、規程で令和8年3月末までの納骨壇未使用の場合とあるが、期限を過ぎればいいのか。	令和8年3月末を過ぎれば返還はありません。
7	駐車場まで含めて新納骨堂が完成していない状態で、なぜ管理費を払わなければならないのか。	駐車場まで含めて新納骨堂を使用できるのは、令和9年4月からの予定ですが、新納骨堂の運営開始は、令和8年4月からの予定となっています。令和8年度からは、新納骨堂をご利用いただける状態のため、管理費をいただくこととしています。
8	管理費の内訳は通常の管理費か積立金か。	管理費は日々の管理に使用するものと、将来建物の改修のために積立するものです。建物の耐用年数は50年ですが、メンテナンスをして70年は持たせたいと考え、そのために必要な経費を積み立てる計画です。長い期間で考えると後年の物価上昇は分からないので、今の状況での積立額をお示しています。
9	仏壇型とロッカー型の管理費について。	しおりの3ページの管理費は1年間分です。仏壇型1,407基に対して1万円、ロッカー型350基に対して1万円の計17,570千円をお示しています。
10	建物の入札をしていないのに、運営費・機械警備・設備管理などという内訳は出せるものか。また保険料は大きさや構造によって異なり、入札も終わっていないのに決まるものか。	管理業務の9,670千円の内訳は人件費7,700千円程度、納骨堂の施錠管理、清掃、エレベーター補修等に2,000千円弱を見込んでおります。人件費の7,700千円は、今回の納骨壇には鍵を付け、納骨堂内に常時人を配置し皆様の利便性を図るためです。運営費については、電気代・水道代・郵送料・年3回の法要時のお布施代・保険料等として4,000千円を見込んでいます。
11	管理費の資料は配布したのか。	詳細な資料は配布していません。今回しおりの3ページの管理費により説明させていただいています。今見込んでいる細かい用途を先に皆様にお知らせすることはできませんので、社会福祉協議会の決算後、皆様に管理費の用途の結果を郵送させていただきます。
12	人件費が高いように思うが、管理は市か業者委託か。	人件費は皆様が使用しやすいように新納骨堂に常時人を配置するものです。納骨堂は年間を通して開設しており業務に従事する時間が長くなります。皆様が利用しやすいように人件費等で7,700千円は必要な金額と考えています。新納骨堂は社会福祉協議会が建設し、管理運営も社会福祉協議会が行います。人の配置は市職員ではなく社会福祉協議会が配置します。
納骨壇の抽選について		
	問	答
1	当初の説明会では、抽選について予備抽選と本抽選を行うという説明だったが、今回無作為抽選になっている。いつ変わったのか。	抽選方法を変更したのは、使用者の数が多すぎるため、エクセルを使用しての方法に変更しました。抽選方法が変更になった旨の報告が遅れて申し訳ありません。
2	抽選の枠の数は、以前の利用意向調査の結果から枠の数を決めたとのことか。抽選には何基用意されているのか。	利用意向調査を基にしており、既存の方が入れるだけの基数は用意しています。仏壇型納骨壇は、1,407基のうち抽選枠が1,041基、ロッカー型納骨壇は、350基のうち抽選枠が280基です。
3	今後の空き納骨壇の新規募集の流れや抽選方法は。	しおりの8ページにあるように、令和7年8月頃新規使用者の募集を開始する計画です。まだ新規募集の抽選方法は決めておりません。ただし、不公平にはならないようにします。
4	納骨壇の抽選方法については、立会いとか透明性の手立てはしているか。	エクセルのランダム関数を使って行います。外部の方の立会いは考えていませんが、複数職員の立会いにて厳正に抽選を行います。

祭祀の承継について		
	問	答
1	使用者は誰でもなれるのか。	納骨堂使用者は、祭祀承継者の名前で届出が必要です。
2	納骨壇を他の者に譲渡や使用させてはならないとあるが、他の者の範囲は。	納骨壇は焼骨の収蔵をするもので、その使用にあたっては、祭祀承継者が社会福祉協議会に焼骨の収蔵届を提出して適切に収蔵していただくものです。他の者の範囲に決まりはありません。
新規の申し込みについて		
	問	答
1	仏壇型納骨壇の使用料25万円は、元々納骨堂を使用している方の使用料で、新規の方の使用料は別になるのか。新規の方の料金はいくらになるのか。	25万円は、現在納骨堂を使用している方の使用料であり、現在使用されていない新規の方については、25万円という金額ではありません。検討している金額の詳細については控えさせていただきます。
2	現在、遺骨を持っていない方や未来の自分のために申し込んでよいのか。	今回の建替えは、旧市営納骨堂と社会福祉協議会納骨堂が老朽化したことによる建替えです。まずは、現在の使用者が申請されて、納骨壇に空きがあった場合に、新規の方の募集することになります。
手続きに関する書類について		
	問	答
1	仏壇型納骨壇を使用したいが、いずれは合祀に入れたい。「合祀型収蔵予定者届」は、事前に提出が必要か。	「合祀型収蔵予定者届」の提出が必要なのは、合祀型のみを使用される方になります。仏壇型、ロッカー型を使用される場合は、合祀型に収蔵する際に「合祀型収蔵希望届」を提出していただきます。（届出方法等は改めて通知いたします。）
2	仏壇型、ロッカー型納骨壇を希望して、一部の遺骨を合祀に入れる場合は、どのような手続きが必要か。	仏壇型やロッカー型納骨壇を使用される方で、一部を合祀型に収蔵される方については、どのご遺骨を合祀型に入れるのか社会福祉協議会では判断できないため、立会が必要になります。今後、どのような手続きが必要かを改めて通知させていただきます。
その他		
	問	答
1	納骨堂を希望しない場合は、遺骨はいつまで納骨堂に納めておけるのか。	令和7年10月から遺骨移動を行う予定のため、9月末までに改葬していただく必要があります。
2	新納骨堂が老朽化して建て直すときには、またお金を払わないといけないのか。	新納骨堂は、鉄筋コンクリート造で50年程度の耐用年数があると考えられますが、メンテナンスをして70年程度維持したいと思っています。しかしどのように補修をしても使えないということになれば、建替えや新たな負担ということになると考えられます。
3	納骨堂の利用者の意見を聞く管理組合について検討してもらえないか。	社会福祉法人である社会福祉協議会は、理事会、評議員会という組織を持っています。理事会、評議員会からの意見をもらって事業を進めているため、管理組合の立ち上げは考えておりません。
4	社会福祉協議会の評議員に利用者を入れることを考えてほしい。	評議員に利用者を入れることについては、検討させていただきます。
5	監査については、適正であるかをみんなが納得できる形で実施してほしい。	監査については、社会福祉法人として、2名の監事が内部監査を年2回実施、また3箇年に1回所轄庁による監査も受けています。
6	新納骨堂への遺骨移動の時は、立会いはできるのか。	新納骨堂への遺骨移動は、業者に委託予定であり、事故等に繋がる可能性があるため立会いはできません。

納骨堂建替えに関するQ & A

令和6年12月23日現在

7	お参りはいつまでできるか。	お参りについては、遺骨移動前まで社会福祉協議会納骨堂でできます。(遺骨移動後は、工事の進捗状況により、お参りできない時期があると思われます。)
8	説明会の開催が7月から11月になった経緯を教えてください。	説明会を新納骨堂の実施設計完成後に変更したため、11月になりました。
9	大規模改修について社会福祉協議会で行うとは規程に載っていない、なぜ載っていないのか。大規模改修は何十年も後に行うもので、規程として載せておくべきで、後から追加金とか言われても使用者は困る。	今回の規程に定めているものは、納骨堂の使用にあたっての大切なところを規定しているものです。社会福祉協議会が市から管理を任されて、今後管理していく役割を担うため責任をもって管理していきます。大規模改修については、社協内部で協議します。
10	社会福祉協議会納骨堂から新納骨堂への遺骨移動は、使用者で行う必要があるのか。	新納骨堂への遺骨移動は専門業者に委託するため、使用者で行う必要はありません。
11	規程における使用者・申請者・届出者・加入者の違いとは何か。	規程の加入者は、現納骨堂の加入者台帳に記載された人で、使用者と同じです。申請者は使用者で、届出者は代理で届け出た人です。
12	規程に地震等で納骨堂が適切に使用できなくなったときは契約が終了するとあるが、その後はどうなるのか。	地震等で納骨堂が危険な状態で使用できなくなった場合について、それがどのような状況か、今は予測ができないので、対応としては専門家を交えて判断し皆様にお知らせいたします。
13	使用許可申請書の本人確認書類で、マイナンバーカードのコピーとあるが、法律でナンバーのコピーは禁止されている。裏面もコピーするのか。	マイナンバーカードは、表面のみのコピーをお願いしています。
14	規程の中に天変地異とあるが、微妙なところは誰が判断するのか。	天変地異とはとても大きな地震等が発生した場合で、その微妙な状態については社会福祉協議会で判断します。
15	しおりの表紙の建物について、青写真・デザインはできているのか。写真どおりの建物ができるのか。	建設に向けての実施設計は終わっておりますので、そのイメージ図を使用しており、これに近い建物を建設する予定です。
16	来年10月頃遺骨の移動があり、その後社会福祉協議会納骨堂解体工事や駐車場整備等があるが、その間お参りが出来るのか。	工事の進捗状況により、敷地内に立ち入ることが出来ない時期があると思います。その際には、皆様にお知らせします。
17	工事期間中の安全面について。	敷地内には車の乗り入れは出来ませんが、請負業者と協議し、できるだけお参りができるように対応していきます。
18	合祀型に収蔵した後の骨壺の処分について。	市のうみがめ課と協議し、処理業者を探しましたが引き受けてくれるところはありませんでした。合祀型に収蔵後の空になった骨壺は、各自持ち帰っていただき処分をお願いします。骨壺は陶器として処分することができます。